

このロシア連邦法「単一企業体について」(単一企業体法)和訳(仮訳)は、国際協力機構(JICA)の様々な研修等でコーディネータ及び通訳等で御活躍されている岡林直子氏にロシア語から日本語に翻訳いただいたものを、法務総合研究所国際協力部の責任において編集し、掲載するものです。

2009年1月 法務総合研究所国際協力部

ロシア連邦法 「単一企業体¹について」(仮訳) (2002年11月14日制定・第161-FZ号)²

(目次)

- 第1章 総則(第1条 - 第7条)
- 第2章 単一企業体の設立(第8条 - 第10条)
- 第3章 単一企業体の財産及び定款資本(第11条 - 第19条)
- 第4章 単一企業体の運営(第20条 - 第28条)
- 第5章 単一企業体の組織変更及び清算(第29条 - 第35条)
- 第6章 雑則, 移行規定(第36条 - 第38条)

第1章 総則

- 第1条 本法が規定する関係
- 第2条 単一企業体
- 第3条 単一企業体の権利能力
- 第4条 単一企業体の社名及び所在地
- 第5条 単一企業体の支店及び駐在員事務所
- 第6条 単一企業体の営利団体及び非営利団体への参加
- 第7条 単一企業体の責任

第2章 単一企業体の設立

- 第8条 単一企業体の設立
- 第9条 単一企業体の定款
- 第10条 単一企業体の登記

第3章 単一企業体の財産及び定款資本

- 第11条 単一企業体の財産
- 第12条 単一企業体の定款資本
- 第13条 定款資本形成の手続
- 第14条 定款資本の増額

¹ унитарное предприятие (unitary enterprise): 「独立採算制企業」と和訳される場合もある。単一企業体については、ロシア民法典第113条～第115条も参照

² 2002年10月11日国家会議採択, 2002年10月30日連邦会議承認

第 15 条 定款資本の減額

第 16 条 単一企業体の準備金その他の基金

第 17 条 単一企業体に帰属する財産の使用から得られる利益に対する財産所有者の権利の
行使

第 18 条 国営企業又は地方自治体企業の財産の処分

第 19 条 運用管理企業の財産の処分

第 4 章 単一企業体の運営

第 20 条 単一企業体の財産所有者の権限

第 21 条 単一企業体の代表者

第 22 条 単一企業体の法律行為における利害関係

第 23 条 大規模法律行為

第 24 条 単一企業体の資金調達

第 25 条 単一企業体の代表者の責任

第 26 条 単一企業体の活動に対する監督

第 27 条 公開される単一企業体の報告

第 28 条 単一企業体の文書の保管

第 5 章 単一企業体の組織変更及び清算

第 29 条 単一企業体の組織変更

第 30 条 単一企業体の新設合併

第 31 条 単一企業体の吸収合併

第 32 条 単一企業体の分割

第 33 条 単一企業体の分離

第 34 条 単一企業体の形態変更

第 35 条 単一企業体の清算

第 6 章 雑則，移行規定

第 36 条 本法の発効

第 37 条 移行規定

第 38 条 本法に合わせた他法令の一致

第 1 章 総則

第 1 条 本法が規定する関係

本法は、ロシア連邦民法典に従い、国家単一企業体及び地方自治体単一企業体（以下、併せて「単一企業体」という。）の法的地位、その財産所有者の権利及び義務、並びに、単一企業体の設立、組織変更及び清算の手續を規定する。

第 2 条 単一企業体

1 単一企業体とは、財産所有者から提供される財産に対し、所有権を有しない営利団体である。単一企業体の形態で設立することができるのは、国及び地方自治体の企業のみである。単一企業体財産は、所有権に基づき、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体又は地方自治体に帰属する。

単一企業体の財産所有者の権利は、ロシア連邦又はロシア連邦構成主体の名において、ロシア連邦の国権機関又はロシア連邦構成主体の国権機関が、それらの機関の地位を定める法令に規定される権限の範囲において行使する。

単一企業体財産の所有者の権利は、地方自治体の名において、地方自治機関が、その地位を定める法令に規定される権限の範囲において行使する。

単一企業体の財産は、経営管理権又は運用管理権³に基づき単一企業体に帰属し、不可分であり、単一企業体の被雇用者間での分配も含め、その出資額（持分、出資分）に応じて分配することができない。

単一企業体は、その財産の一部を譲渡することにより、別の単一企業体（子会社）を法人として設立してはならない。

単一企業体は、その名において、財産権及び属人的非財産権を取得及び行使し、義務を負い、裁判において原告及び被告となる。

単一企業体は、独自の貸借対照表を持たなければならない。

2 ロシア連邦においては、以下の単一企業体が設立され、活動する。

- 経営管理権に基づく単一企業体 連邦国営企業及びロシア連邦構成主体の国営企業（以下、併せて「国営企業」という。）、並びに、地方自治体企業
- 運用管理権に基づく単一企業体 連邦運用管理企業、ロシア連邦構成主体運用管理企業及び地方運用管理企業（以下、併せて「運用管理企業」という。）

3 単一企業体は、そのロシア語正式社名及び所在地が入った丸印を持たなければならない。単一企業体の丸印には、ロシア連邦民族語及び（又は）外国語の社名も入れることができる。

単一企業体は、社名、社章及び所定の手続により登録した商標その他識別手段を入れたスタンプ及び用紙を持つことができる。

4 ロシア連邦、ロシア連邦構成主体又は地方自治体の財産を統合し、それを基に単一企業体を創設することは、認められない。

第3条 単一企業体の権利能力

1 単一企業体は、定款に定められる事業の対象及び目的に従った民法上の権利を有し、その事業に関連する責任を負う。

2 単一企業体は、統一国家法人登記簿に登録された日から、法人として設立されたものとされる。登記については、本法第10条の特則に従う。

定款に別段の定めがない限り、単一企業体は、設立期限を限定せずに設立される。

³ 経営管理権及び運用管理権については、ロシア民法典第294条～第300条を参照

単一企業体は、所定の手続に従い、ロシア連邦内及び連邦外に銀行口座を開設することができる。

国営企業又は地方自治体企業は、財産所有者による定款資本の形成が完了するまでは、当該企業の設立に関連しない法律行為をしてはならない。

- 3 連邦法により定められる特定の業種については、単一企業体は、免許に基づいてのみ行うことができる。

第4条 単一企業体の社名及び所在地

- 1 単一企業体は、ロシア語の正式社名を持たなければならない、また、ロシア語でその略称を持つことができる。単一企業体は、ロシア連邦民族語及び(又は)外国語の正式名称及び(又は)略称を持つこともできる。

国営企業又は地方自治体企業のロシア語の正式社名には、「連邦国営企業」「国営企業」又は「地方自治体企業」の語と、その財産所有者 ロシア連邦、ロシア連邦構成主体又は地方自治体 を含まなければならない。

運用管理企業のロシア語の正式社名には、「連邦運用管理企業」「運用管理企業」又は「地方運用管理企業」の語と、その財産所有者 ロシア連邦、ロシア連邦構成主体又は地方自治体 を含まなければならない。

連邦法及び他の法令に別段の定めがない限り、単一企業体のロシア語の正式社名には、外来語も含め他の組織法的形態を意味する語を含むことはできない。

- 2 単一企業体の所在地は、その登記地とする。
- 3 単一企業体は連絡用の郵便住所を持たなければならない、その変更があった場合は、法人登記機関に通知しなければならない。

第5条 単一企業体の支店及び駐在員事務所

- 1 単一企業体は、財産所有者との合意の上、支店及び駐在員事務所を設置することができる。

単一企業体のロシア連邦内の支店及び駐在員事務所の設置は、連邦法その他の法令に従い行われ、連邦外に設置する場合は、ロシア連邦が締結した国際条約に別段の定めがない限り、設置する国の法令に従うものとする。

- 2 単一企業体の支店とは、単一企業体の所在地外にある独立した下部組織であり、駐在員事務所の機能も含め、単一企業体の全て又は一部の機能を遂行するものである。
- 3 単一企業体の駐在員事務所とは、単一企業体の所在外にある独立した下部組織であり、単一企業体の利益を代表し、擁護するものである。
- 4 支店及び駐在員事務所は法人ではなく、単一企業体が承認した規約に従い活動する。支店及び駐在員事務所には、その設立母体である単一企業体から財産が提供される。

単一企業体の支店又は駐在員事務所の長は、単一企業体により任命され、単一企業体の委任に基づき活動する。支店又は駐在員事務所の長との労働契約が終了した場合、委任状は、発行

元の単一企業体により取り消されなければならない。

単一企業体の支店又は駐在員事務所は、設立母体である単一企業体の名において、業務を遂行する。支店又は駐在員事務所の活動に対する責任は、設立母体である単一企業体が負う。

- 5 単一企業体の定款には、その支店及び駐在員事務所に関する記載を含めなければならない。単一企業体の定款の支店及び駐在員事務所に関する内容の変更は、法人登記機関に届け出る。この定款の変更は、法人登記機関にその旨が通知された時点から、第三者にとって効力を有する。

第6条 単一企業体の営利団体及び非営利団体への参加

- 1 単一企業体は、連邦法に従い、営利団体及び法人の参加が認められる非営利団体の参加者（構成員）となることができる。

単一企業体は、金融機関の発起人（参加者）となることはできない。

- 2 単一企業体の営利団体又は非営利団体への参加は、財産所有者の同意に基づいてのみ決定できる。

会社の定款資本における出資分（持分）の処分及び単一企業体に属する株式の処分は、財産所有者の同意に基づいてのみ行われる。

第7条 単一企業体の責任

- 1 単一企業体は、自己の債務につき、帰属する全財産によって責任を負う。

単一企業体は、その財産所有者（ロシア連邦、ロシア連邦構成主体、地方自治体）の債務については、責任を負わない。

- 2 ロシア連邦、ロシア連邦構成主体及び地方自治体は、国営企業又は地方自治体企業の債務につき責任を負わない。ただし、当該企業の支払不能（倒産）がその財産所有者に起因する場合は、この限りでない。この場合において、国営企業又は地方自治体企業の財産が不足するときは、当該企業の債務について、財産所有者に補充責任を課すことができる。

- 3 ロシア連邦、ロシア連邦構成主体及び地方自治体は、その運用管理企業の債務につき、企業の財産が不足する場合は、補充責任を負う。

第2章 単一企業体の設立

第8条 単一企業体の設立

- 1 単一企業体の発起人となり得るのは、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体又は地方自治体である。

- 2 連邦国営企業の設立は、ロシア連邦政府又は連邦行政機関が、各機関の権限を規定する法令に従って決定する。

ロシア連邦構成主体の国営企業又は地方自治体企業の設立は、ロシア連邦構成主体の国権機関又は地方自治機関が、各機関の管轄権限を規定する法令に従って決定する。

3 連邦運用管理企業は、ロシア連邦政府の決定により設立される。

ロシア連邦構成主体の運用管理企業は、ロシア連邦構成主体の国権機関が、当該機関の地位を定める法令に規定される権限に基づき決定し、設立する。

地方運用管理企業は、地方自治機関が、その地位を定める法令に規定される権限に基づき決定し、設立する。

4 国営企業又は地方自治体企業は、以下の場合に設立される。

- ロシア連邦の安全保障上必要な財産等、私有化が禁止される財産を利用する必要がある場合
- 社会的課題を解決するための活動(特定の商品及びサービスの最低限価格での提供等)の実施、国の食糧安全保障を目的とする調達や特定商品の販売を組織する必要がある場合
- 連邦法により国家単一企業体のみ許される事業を実施する必要がある場合
- 国家安全保障に関連する分野における科学研究や技術開発を行う必要がある場合
- 国益及び安全保障に関する特定の製品を開発、製造する必要がある場合
- 取引禁止又は取引制限対象となっている特定の製品を製造する必要がある場合

運用管理企業は、以下の場合に設立される。

- 当該企業が供給する製品、労務、役務の多くが、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体又は地方自治体の需要を満たすものである場合
- 連邦の安全保障、航空・鉄道・水上交通、その他国家戦略の実現に必要な財産等、私有化が禁止される財産を利用する必要がある場合
- 社会的課題を解決するために国が定める価格で生産、労務提供又は役務提供を行う必要がある場合
- 国の安全保障に関する特定品を開発又は製造する必要がある場合
- 取引禁止品や取引制限品の製造が必要である場合
- 特定の助成対象事業や赤字製造を行う必要がある場合
- 連邦法の規定により運用管理企業のみが行うことのできる事業を実施する必要がある場合

5 単一企業体の設立決定においては、事業の目的と対象を定めなければならない。

経営管理権又は運営管理権に基づき単一企業体に帰属する財産の構成の決定手続、定款承認の手続及び企業代表者との契約締結の手続は、ロシア連邦政府、権限を与えられたロシア連邦構成主体の国権機関又は地方自治機関が定める。

経営管理権又は運営管理権に基づき単一企業体に帰属する財産の価格は、評価業務に関する法令に従い、企業の設立時に確定される。

第9条 単一企業体の定款

1 単一企業体の設立文書は、その定款である。

- 2 単一企業体の定款は、権限を与えられたロシア連邦の国家機関、ロシア連邦構成主体の国家機関又は地方自治機関により承認される。
- 3 単一企業体の定款には、以下の事項を含まなくてはならない。
 - 正式名称及び略称
 - 所在地
 - 事業の目的、対象及び種類
 - 単一企業体の財産所有者の全権を行使する機関についての記載
 - 単一企業体の機関の名称（代表者、社長、最高責任者）
 - 単一企業体の代表者の任命手続並びに各種労働法令に従った労働契約の締結、変更、及び終了の手続
 - 単一企業体が形成する基金の一覧及び当該基金の額、並びに、当該基金の形成及び使用の手続
 - その他本法が定める事項
- 4 国営企業又は地方自治体企業の定款は、本条第3項に規定される事項の他に、定款資本額、その形成手続及び財源、並びに利益の用途についての記載を含まなければならない。
- 5 運用管理企業の定款には、本条第3項に規定される事項の他に、収益の分配及び使用の手続に関する記載を含まなければならない。
- 6 単一企業体の定款には、本法及び他の連邦法の規定に抵触しないその他の事項を含めることができる。
- 7 定款の内容変更は、定款の承認権限を持つロシア連邦の国家機関、ロシア連邦構成主体の国家機関又は地方自治機関の決定に基づいて行われる。
- 8 単一企業体の定款の内容変更又は全面改訂した定款は、本法第10条が定める単一企業体の登記手続に従い登記されなければならない。

単一企業体の定款の内容変更又は全面改訂した定款はその登記の時点から、また、本法に別途規定される場合については登記機関への通知の時点から、第三者に対する効力を発するものとする。

第10条 単一企業体の登記

- 1 単一企業体は、法人登記法が定める手続に従い、法人登記機関に登記されなければならない。
- 2 単一企業体の登記の際には、権限を持つロシア連邦の国家機関、ロシア連邦構成主体の国家機関又は地方自治機関による単一企業体設立決定、企業の定款、及び、経営管理権又は運用管理権により帰属する財産の内容と価額に関する情報を提出する。

第3章 単一企業体の財産及び定款資本

第11条 単一企業体の財産

- 1 単一企業体の財産は、以下により形成される。

- 財産所有者から単一企業体に提供された経営管理権又は運用管理権を有する財産
 - 単一企業体とその事業から得る収入
 - その他の法令に抵触しない財源
- 2 経営管理権又は運用管理権に基づき単一企業体に帰属する財産に対する権利は、連邦法又は当該財産の引渡しに関する財産所有者の決定に別段の定めがない限り、当該財産が単一企業体に引き渡された時から発生する。
- ロシア連邦外に存在する連邦所有の不動産、並びに、ロシア連邦外法人の資本に関する有価証券、持分及び出資分に対する経営管理権又は運用管理権の行使における特則は、ロシア連邦政府が定める。
- 3 財産複合体としての国営企業又は地方自治体企業に対する所有権が他の国営企業又は地方自治体企業の所有者に移転する場合、当該企業は、帰属する財産に対する経営管理権又は運用管理権を保持する。

第 12 条 単一企業体の定款資本

- 1 国営企業又は地方自治体企業の定款資本は、当該企業の債権者の利益を保証する財産の最低額により定まる。
- 2 国営企業又は地方自治体企業の定款資本は、金銭のほか、有価証券、他の物、物権その他の権利等の金銭評価額を持つものから形成される。
- 国営企業又は地方自治体企業の定款資本額は、ルールで定める。
- 3 国営企業の定款資本額は、企業の登記日における法定最低賃金額の 5,000 倍以上でなければならない。
- 地方自治体企業の定款資本額は、企業の登記日における法定最低賃金額の 1,000 倍以上でなければならない。
- 4 連邦法又はその他の法令により、国営企業又は地方自治体企業の定款資本を形成することができない財産を定めることができる。
- 5 運用管理企業は、定款資本を形成しない。

第 13 条 定款資本形成の手続

- 1 国営企業又は地方自治体企業の定款資本は、企業の登記から 3 か月以内に、財産所有者によって完全に形成されなければならない。
- 2 定款資本は、相当する金額を定款資本形成のために開設した銀行口座に送金し、(又は)経営管理権により帰属させる他の財産を所定の手続に従い国営企業又は地方自治体企業に全て引き渡した時に、形成されたものとされる。

第 14 条 定款資本の増額

- 1 国営企業又は地方自治体企業の定款資本の増額は、経営管理権により帰属させる不動産又は

他の財産の当該企業への引渡しも含め、定款資本が完全に形成された後でのみ認められる。

2 国営企業又は地方自治体企業の定款資本は、財産所有者が追加して財産を提供する形により、また、当該企業が事業から得る収益によっても、増資することができる。

3 国営企業又は地方自治体企業の定款資本の増額は、財産所有者が当該企業の前年の承認済み年次会計報告の結果に基づいてのみ決定できる。

国営企業又は地方自治体企業の準備金の額を含めた定款資本の額は、当該企業の純資産額を上回ってはならない。

4 国営企業又は地方自治体企業の定款資本の増額を決定すると同時に、財産所有者は、併せて、定款を変更する決定を行う。

国営企業又は地方自治体企業の定款資本増額による定款の変更登記のための書類及び定款資本の増額を証明する書類は、法人登記機関に提出されなければならない。

本項に規定される書類を提出しないことは、国営企業又は地方自治体企業の定款変更の登記を拒否する事由となる。

第 15 条 定款資本の減額

1 国営企業又は地方自治体企業の財産所有者は、当該企業の定款資本を減額する権利を有し、また、本条が規定する場合においては、減額する義務を負う。

国営企業又は地方自治体企業の定款資本は、その減額により本法が定める最低定款資本額を下回る場合は、減額してはならない。

2 会計年度の終了時において国営企業又は地方自治体企業の純資産額が定款資本額を下回ることになった場合、財産所有者は、純資産額を超えない額まで定款資本を減額する決定を行い、この変更を本法が定める手続に従い登記する義務を負う。

会計年度の終了時において、国営企業又は地方自治体企業の純資産額が本法が定める当該企業の登記日の最低定款資本額を下回ることになり、3 か月以内に純資産が最低定款資本額まで回復しない場合、財産所有者は、当該企業を清算し、又は組織変更する決定を行わなければならない。

国営企業又は地方自治体企業の純資産額は、ロシア連邦法令が定める手続に従い、簿記会計書類の記載情報に基づいて確定される。

3 本条に規定される場合において、国営企業又は地方自治体企業の財産所有者が、会計年度の終了から暦日で6か月以内に定款資本の減額、定款資本最低額までの純資産額の回復、又は、国営企業若しくは地方自治体企業の清算若しくは組織変更の決定を行わなかった場合、債権者は、当該企業に対し、債務の消滅又は期限前履行及び損害賠償を請求できる。

4 定款資本減額の決定が行われてから30日以内に、国営企業又は地方自治体企業は、全ての知れている債権者に対し、定款資本の減額と減額後の定款資本額について書面で通知し、また、法人登記情報が掲載される刊行物に、当該決定についての公告を出す。この場合、当該企業の債権者は、通知を受けてから30日以内又は公告が出てから30日以内に、債務の消滅又は期限

前履行及び損害賠償を請求することができる。

国営企業又は地方自治体企業の定款資本の減額の登記は、当該企業が本項に規定される手続により債権者に対する通知を行ったことの証明が提出されない限り、行われない。

第 16 条 単一企業体の準備金その他の基金

- 1 単一企業体は、可処分純益により、定款が定める手続及び金額をもって、準備金を形成する。
準備金は、単一企業体の損失の補填のみに使用する。
- 2 単一企業体は、定款が定める項目及び金額に従い、純益により他の基金を形成する。
これらの基金に繰り込まれる資金は、連邦法その他法令及び定款が定める目的にのみ使用される。

第 17 条 単一企業体に帰属する財産の使用から得られる利益に対する財産所有者の権利の行使

- 1 国営企業又は地方自治体企業の財産所有者は、当該企業に属する財産の使用から得られる利益の一部を得る権利を有する。
- 2 国営企業又は地方自治体企業は、該当する予算に対し、毎年、税金その他義務的支払の支払後に残った可処分利益の一部を、ロシア連邦政府、ロシア連邦構成主体の権限を与えられた国権機関又は地方自治機関が定める手続、額及び期限に従い、送金する。
- 3 運用管理企業の収益の分配手続は、ロシア連邦政府、ロシア連邦構成主体の権限を与えられた国権機関又は地方自治機関が定める。

第 18 条 国営企業又は地方自治体企業の財産の処分

- 1 本法その他の連邦法及び法令に別段の定めがない限り、国営企業又は地方自治体企業は、経営管理権に基づき帰属する動産を独自に処分する。
- 2 国営企業又は地方自治体企業は、帰属する不動産を、財産所有者の合意なしに、売却し、賃貸し、担保権を設定し、会社への出資として拠出し、その他の形により処分する権利を有しない。
- 3 国営企業又は地方自治体企業の動産及び不動産は、定款が定める目的、対象及び業種に従って、事業を遂行する可能性が奪われない範囲においてのみ処分することができる。この要件に反してされた国営企業又は地方自治体企業の法律行為は、無効である。
- 4 国営企業又は地方自治体企業の定款において、財産所有者の合意を要する他の法律行為の種類及び（又は）額を定めることができる。

第 19 条 運用管理企業の財産の処分

- 1 連邦運用管理企業は、ロシア政府又は権限を与えられた連邦行政機関の合意がある場合のみ、譲渡その他の方法により財産を処分することができる。
ロシア連邦構成主体の運用管理企業は、ロシア連邦構成主体の国権機関の合意がある場合に

のみ，譲渡その他の方法により財産を処分することができる。

地方自治体の運用管理企業は，地方自治機関の合意がある場合にのみ，譲渡その他の方法により財産を処分することができる。

運用管理企業の定款において，財産所有者の合意を要する他の法律行為の種類及び（又は）額を定めることができる。

運用管理企業は，連邦法その他連邦法令に別段の定めがない限り，生産する製品（労務，役務）を，独自に販売する。

- 2 運用管理企業は，財産所有者の合意に基づく場合も含め，その財産を，定款が定める目的，対象及び業種に従って，事業を遂行する可能性が奪われない範囲においてのみ処分することができる。運用管理企業の事業は，財産所有者が承認する収支見積書に従って遂行される。

第4章 単一企業体の運営

第20条 単一企業体の財産所有者の権限

- 1 財産所有者は，単一企業体について，以下を行う。
 - (1) 単一企業体の設立を決定する。
 - (2) 単一企業体の事業目的，対象及び業種を定め，また，営利組織の連合体及びその他の合同体への参加につき同意を与える。
 - (3) 財務経営活動計画（プログラム）の作成，承認及び指標設定の手続を定める。
 - (4) 定款を承認し，その全面改訂版の承認を含め内容を変更する。
 - (5) 法令が定める手続に従い，単一企業体の組織変更又は清算を決定し，清算委員会を任命し，清算貸借対照表を承認する。
 - (6) 国営企業又は地方自治体企業の定款資本を形成する。
 - (7) 単一企業体の代表者を任命し，労働関連法令に従い代表者との労働契約を締結及び終了する。
 - (8) 主任会計士の雇用について合意し，労働契約を締結，変更及び終了する。
 - (9) 会計報告その他報告書類を承認する。
 - (10) 不動産の処分について合意を出し，連邦法その他法令又は定款に規定される場合においては法律行為について合意を出す。
 - (11) 単一企業体に帰属する財産の適切使用及び保全について監督する。
 - (12) 経営指標を承認し，その達成を監督する。
 - (13) 支店及び駐在員事務所の設置につき合意を与える。
 - (14) 他の法人への参加につき合意を与える。
 - (15) 本法に規定される場合につき，大規模法律行為，利害関係人との取引その他法律行為について合意を与える。
 - (16) 監査実施の決定をし，監査人を承認し，その報酬額を定める。
 - (17) ロシア連邦法令が定める他の権利及び義務を有する。

- 2 運用管理企業の財産所有者は、本条第1項が定める権限のほかに、以下の権限を有する。
 - 余剰財産、使用されていない財産及び用途に従った使用をされていない財産を運用管理企業から収用する。
 - 運用管理企業に対し、国家又は地方の需要のための義務的な商品納入、労務遂行及び役務提供について発注を行う。
 - 運用管理企業の収支見積書を承認する。
- 3 単一企業体の財産所有者は、ロシア連邦民法典及び本法が定める場合、企業財産を対象とした取り消し得べき法律行為の無効確認訴訟及び無効効果の適用訴訟を裁判所に提起する。
- 4 単一企業体の財産所有者は、他者の不法占有下にある単一企業体財産の返還を請求する権利を有する。
- 5 連邦運用管理企業の設立、組織変更及び清算、並びに、企業定款の承認及び変更に関する財産所有者の権限は、ロシア連邦政府により行使される。

連邦運用管理企業の財産所有者のその他の権限は、ロシア連邦政府又は権限を与えられた連邦行政機関が行使する。

ロシア連邦は、連邦所有物を財産とする単一企業体の財産所有者の権限を、ロシア連邦構成主体又は地方自治体に移譲することができない。

ロシア連邦構成主体は、ロシア連邦構成主体の所有物を財産とする単一企業体の財産所有者の権限を、ロシア連邦、他の連邦構成主体又は地方自治体に移譲することができない。

地方自治体は、地方自治体の所有物を財産とする単一企業体の財産所有者の権限を、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体又は他の地方自治体に移譲することができない。

第21条 単一企業体の代表者

- 1 単一企業体の代表者（社長、最高責任者）は、単一企業体の一人制の執行機関である。単一企業体の代表者は、その財産所有者により任命される。単一企業体の代表者は、財産所有者に対し、報告義務を負う。

単一企業体の代表者は、単一企業体の名において、委任状なくして活動し、単一企業体の利益を代表し、単一企業体の名において所定の手続により法律行為を締結し、単一企業体の組織及び職員定数を承認し、被雇用者を雇用し、労働契約を締結、変更又は終了し、命令を出し、法令が定める手続に従い委任状を出す。

単一企業体の代表者は、財産所有者の決定事項の実施を組織する。

- 2 単一企業体の代表者は、法人の発起人（参加者）となる権利、教育活動、研究活動その他の創作活動を除き国家機関、地方自治体、営利団体及び非営利団体において役職に就き他の有償業務に従事する権利、企業活動を行う権利、営利団体への参加が当該企業代表者の義務事項となっている場合を除き営利団体の単独執行機関又は合議執行機関の一員となる権利、並びにストライキに参加する権利を有しない。

単一企業体の代表者は、財産所有者が定める手続により、勤務評定を受けなければならない。

- 3 単一企業体の代表者は、財産所有者が定める手続及び期限に従い、企業の活動報告を行う。
- 4 連邦法及び連邦法に従い公布された法令が規定する場合、単一企業体に、諮問機関（学術、教育、科学、科学技術諮問機関等）を設置することができる。単一企業体の定款は、これら諮問機関の組織、構成員及び権限を定めなければならない。

第 22 条 単一企業体の法律行為における利害関係

- 1 単一企業体は、その代表者が利害関係を有する法律行為を、財産所有者の合意を得ないで、することができない。

単一企業体の代表者は、以下の場合、単一企業体の法律行為において利害関係を有するとされる。

代表者本人、その配偶者、両親、子供、兄弟姉妹及び（又は）ロシア連邦の法令に従いこれらの者の特別関係人とされる者が、

- 法律行為の当事者であり、又は単一企業体との関係における第三者の利益を代表して法律行為に関わる場合
 - 法律行為の当事者である法人又は単一企業体との関係における第三者の利益を代表する法人の株式（持分、出資分）を 20 パーセント以上（各人個別に又は合算で）所有する場合
 - 法律行為の当事者である法人又は単一企業体との関係における第三者の利益を代表する法人の経営機関の役職者である場合
 - 単一企業体企業の定款に定められるその他の場合
- 2 単一企業体の代表者は、以下の情報を財産所有者に伝えなければならない。
 - 代表者本人、その配偶者、両親、子供、兄弟姉妹及び（又は）ロシア連邦の法令に従いこれらの者の特別関係人とされる者が、株式（持分、出資分）を合算で 20 パーセント以上所有する法人
 - 代表者本人、その配偶者、両親、子供、兄弟姉妹及び（又は）ロシア連邦の法令に従いその特別関係人とされる者が、経営機関の役職者となっている法人
 - 締結される又は提案されている法律行為で、自身が利害関係人となるもの
 - 3 単一企業体の代表者が利害関係を有する法律行為及び本条が規定する要件に違反して締結された法律行為は、単一企業体又はその財産所有者が提起する訴訟により、無効確認を受けることがあり得る。

第 23 条 大規模法律行為

- 1 大規模法律行為とは、単独の法律行為又は相互に関連する複数の法律行為であって、価額が単一企業体の定款資本の 10 パーセントを超え、又は法定最低賃金額の 5 万倍を超える財産の間接的又は直接的な取得、譲渡又は譲渡の可能性に関わるものである。
- 2 本条の規定における財産価額の判断基準として、大規模法律行為において単一企業体が譲渡

する財産の価額は帳簿上の記載に基づき、また、単一企業体が取得する財産の価額は当該財産の提案価格に基づくものとする。

3 大規模法律行為の締結は、単一企業体財産所有者の合意を得て決定する。

第 24 条 単一企業体の資金調達

1 単一企業体による資金の調達は、以下の形態により行うことができる。

- 契約に基づく金融機関の融資
- ロシア連邦の予算関連法令が定める条件及び限度における公的予算からの融資

国営企業又は地方自治体企業は、社債又は手形の発行により、資金を調達することもできる。

2 単一企業体は、借入金の額及び用途について財産所有者と合意した上でのみ、資金を借り入れることができる。単一企業体による資金調達の手続は、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体の国権機関又は地方自治機関が定める。

第 25 条 単一企業体の代表者の責任

1 単一企業体の代表者は、単一企業体の利益のために、誠実かつ合理的に、その権限を行使し、義務を遂行しなければならない。

2 単一企業体の代表者は、法の定める手続に従い、企業財産の滅失を含め自己の責めに帰すべき行為（不作為）により単一企業体に与えた損害について責任を負う。

3 単一企業体の財産所有者は、単一企業体の代表者に対し、単一企業体が被った損害の賠償訴訟を提起する権利を有する。

第 26 条 単一企業体の活動に対する監督

1 単一企業体の会計報告は、財産所有者が定める場合において、毎年、独立の監査人による監査を受けなければならない。

2 単一企業体の活動に対する監督は、単一企業体の財産所有者の権限を行使する機関及び他の権限を与えられた機関が行う。

3 単一企業体は、会計年度の終了に際し、ロシア連邦の権限を持つ国権機関、ロシア連邦構成主体の国権機関又は地方自治機関に対し、会計書類その他ロシア連邦、ロシア連邦構成主体又は地方自治機関が定める報告書類を提出する。

第 27 条 公開される単一企業体の報告

単一企業体は、連邦法又は他の連邦法令が定める場合、その活動報告を公開しなければならない。

第 28 条 単一企業体の文書の保管

1 単一企業体は、以下の文書を保管しなければならない。

- 単一企業体の設立書類並びに所定の手続に従い登記された設立書類の変更及び追加
 - 財産所有者が出した単一企業体設立決定，経営管理権又は運用管理権に基づき単一企業体に帰属させる財産一覧の承認決定，国営企業又は地方自治体企業の定款資本の金銭評価額についての決定，その他の企業設立に関する決定
 - 単一企業体の登記を証明する文書
 - 単一企業体の貸借対照表に反映される財産に対する権利を証明する文書
 - 単一企業体の内部文書
 - 支店及び駐在員事務所に関する規約
 - 単一企業体の事業に関する財産所有者の決定
 - 単一企業体の特別関係人の一覧
 - 監査報告書及び国又は地方自治体の財務監督機関の報告書
 - 連邦法，その他連邦法令，単一企業体の定款，他の内部文書，財産所有者のした決定，及び代表者のした決定により規定されるその他の文書
- 2 単一企業体は，本条第1項に規定される文書を，その代表者が所在する場所又は企業定款が定める他の場所に保管する。
- 3 企業を清算する場合，本条第1項に規定される文書は，ロシア連邦の法令に従い，国家公文書館の保管に移される。

第5章 単一企業体の組織変更及び清算

第29条 単一企業体の組織変更

- 1 単一企業体は，ロシア連邦民法典，本法及び他の連邦法に規定される手続に従い，財産所有者の決定に基づき，組織変更することができる。
- 連邦法に規定される場合，分割又は分離による単一企業体の組織変更は，権限を与えられた国家機関又は判決に基づき行われる。
- 2 単一企業体の組織変更は，以下の形態により行うことができる。
- 二つ以上の単一企業体による新設合併
 - 単一企業体に他の一社又は数社の単一企業体を吸収させて合併する。
 - 単一企業体を二つ以上の単一企業体に分割する。
 - ある単一企業体から一社又は数社の単一企業体を分離させる。
 - 本法又は他の連邦法が規定する場合，単一企業体を他の法的組織形態を持つ法人に形態変更する。
- 3 単一企業体は，財産が同じ所有者に属する場合，新設合併又は吸収合併の形により組織変更することができる。
- 4 単一企業体の種別の変更及び財産に対する所有権が他の国家・地方財産所有者(ロシア連邦，ロシア連邦構成主体又は地方自治体)に移転したことによる法的地位の変更は，組織変更ではない。

単一企業体の種別の変更及び単一企業体財産に対する所有権の他の国家・地方財産所有者(ロシア連邦, ロシア連邦構成主体又は地方自治体)への移転の場合は, 単一企業体の定款をそれに応じて変更する。

財産の移転は, 定款への変更が登記された時に, 成立したものとされる。

- 5 連邦法に別段の定めがない限り, 分割又は分離により新設された単一企業体の財産は, 組織変更前の単一企業体の財産と同じ財産所有者に属する。

運用管理企業を国営企業又は地方自治体企業に組織変更する場合, 運用管理企業の財産所有者は, 国営企業又は地方自治体企業に移転された債務について, 6か月間, 補充責任を負う。

- 6 単一企業体は, 吸収合併の場合を除き, 新設法人の登記の時に, 組織変更したものとされる。

単一企業体に他の単一企業体が吸収合併される形での組織変更の場合は, 前者は, 吸収された企業の消滅登記が法人登記簿にされた時から組織変更されたものとされる。

- 7 単一企業体は, 組織変更の決定が行われた日から30日以内に, 全ての知り得た債権者に書面でその旨を通知し, また, 国家法人登記情報が掲載される刊行物に当該の決定を公告しなければならない。この場合, 単一企業体の債権者は, 通知から30日以内又は当該決定についての公告から30日以内に, 単一企業体の債務の消滅又は期限前履行及び損害賠償を書面により請求できる。

- 8 組織変更により新設される単一企業体の登記, 消滅する単一企業体についての記載, 並びに定款の変更及び追加の登記は, 国家法人登記法に従い, 本条第7項が規定する手続による債権者への通知が行われた証拠が示された場合にのみ行われる。

組織変更された単一企業体の権利承継者が分割貸借対照表によって確定できない場合, 新設される単一企業体は, 組織変更された単一企業体の債務につき, 移転された財産(権利)の価額の割合に比例して債権者に対し連帯責任を負う。

第30条 単一企業体の新設合併

- 1 単一企業体の新設合併とは, 新しい単一企業体を設立し, それに二社以上の単一企業体の権利及び義務を移転し, 後者が消滅する形による組織変更をいう。
- 2 単一企業体の財産所有者は, 譲渡証書及び新設単一企業体の定款の承認決定, 並びにその代表者の任命決定を行う。
- 3 単一企業体の新設合併の場合, 合併する各企業体の権利及び義務は, 譲渡証書に基づき, 新設される単一企業体に移行する。

第31条 単一企業体の吸収合併

- 1 吸収合併とは, 一社又は数社の単一企業体が, 他の単一企業体に権利及び義務を移転させ, 消滅する組織変更をいう。
- 2 単一企業体の財産所有者は, 譲渡証書の承認決定, 吸収先の単一企業体の定款の変更及び追加の決定, 並びに, 必要があればその代表者の任命決定を行う。

- 3 一社又は数社の単一企業体が他の単一企業体に吸収される場合、譲渡証書に従い、後者に吸収される企業体の権利及び義務が移行する。

第 32 条 単一企業体の分割

- 1 単一企業体の分割とは、単一企業体を消滅させ、その権利及び義務を新設される複数の単一企業体に移転させることである。
- 2 単一企業体の財産所有者は、分割貸借対照表及び新設される各単一企業体の定款の承認決定、並びにその代表者の任命決定を行う。
- 3 単一企業体の分割の場合、その権利及び義務は、譲渡証書に従い、新設される単一企業体に移行する。

第 33 条 単一企業体の分離

- 1 単一企業体の分離とは、分離元の単一企業体を消滅させず、一社又は数社の単一企業体を新設し、その各社に分離元企業の権利及び義務の一部を移転させることである。
- 2 単一企業体の財産所有者は、分割貸借対照表及び新設される単一企業体の定款の承認決定、並びにその代表者の任命決定を行い、また、分離元単一企業体の定款の変更及び追加の決定、並びに、必要があれば分離元企業の代表者の任命決定を行う。
- 3 単一企業体の分離の場合、分離元企業の権利及び義務の一部は、分割貸借対照表に従い、新設される単一企業体に移行する。

第 34 条 単一企業体の形態変更

単一企業体は、財産所有者の決定に基づき、国又は地方自治体の施設⁴に形態変更することができる。単一企業体による他の組織法的形態を持つ組織への形態変更は、私有化に関する法令に従い行われる。

第 35 条 単一企業体の清算

- 1 単一企業体は、財産所有者の決定に基づき清算される。
- 2 単一企業体は、ロシア連邦民法典及び他の連邦法が定める事由及び手続に従い、判決に基づいても清算される。
- 3 単一企業体は、清算により、権利承継手続による権限及び義務の他者への移転を伴わず消滅する。
- 4 単一企業体の清算を決定する場合、財産所有者は、清算委員会を任命する。
その任命時から、当該委員会には、単一企業体の業務運営に関する権限が移行する。清算委員会は、清算される単一企業体の名において裁判に参加する。

⁴ ロシア民法典第 120 条参照

- 5 国営企業又は地方自治体企業の清算において債権を全額弁済できないことが確定した場合、企業の代表者又は清算委員会は、仲裁裁判所⁵に対し、倒産認定の申立てをしなければならない。
- 6 単一企業体の清算の手続は、ロシア連邦民法典、本法及び他の法令に規定される。

第6章 雑則，移行規定

第36条 本法の発効

本法は、その公布日から発効する。

第37条 移行規定

- 1 ロシア連邦内で効力を有する法及び他の法令の内容を本法に一致させるまで、法及び他の法令は、本法に抵触しない範囲において適用する。
単一企業体の定款は、本法の発効日から、本法に抵触しない部分において適用する。
- 2 単一企業体の定款は、2003年7月1日までに、本法の規定に一致させなければならない。
- 3 本法の発効前に設立された単一企業体の子会社は、本法の発効から6か月以内に、親会社である単一企業体に吸収合併する形により組織変更しなければならない。

第38条 本法に合わせた他法令の一致

(略)

ロシア連邦大統領 V. プーチン

⁵ арбитражный суд：法人・個人事業者が参加する事件を審理する裁判所